

問責決議を巡る
議会事務局長の**違法な暴走**と
議会運営委員会の**権限を越えた対応**

(1回目 吉岡記R 2・7・19)

1, 議会運営委員会の権限（所管に関する事項）の理解は正しいか？

- (1) 木林事務局長・・・「議員必携《法律》の読み込み不足」？
「議会内の秩序の問題」の無理解に近い勘違い（？）

木林事務局長は、いろいろな場面で次のような説明をしています。
たとえば、今年の4月15日、議会事務局での私との面談では、
「議会の中の秩序の問題は、議会運営常任委員会ですべきだ」と。

木林事務局長は、別な場所でも同様の主張をしていますが、その法律上の根拠を「議員必携のp 165 (17)」（議会内の秩序の取り扱い）だとしています。従って、私の話も「議員必携のp 165 (17)」（議会内の秩序の取り扱い）から始めるとしますが、まず、前ページの「議員必携のp 164」の上段を確認しましょう。

p 164 の上段の記述

2, 議会運営委員会の権限

議会運営委員会の権限は、次に掲げる事項に関する調査及び議案、請願等の審査とされている。(法109Ⅲ)

(地方自治法109条3項)

- ①議会の運営に関する事項。
- ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ③議長の諮問に関する事項

なお、平成18年の法改正により、議会運営委員会においても常任委員会と同様に所管に関する事項について議案を提出することが出来るようになった。
(以上 p164)

※では、「所管に関する事項」とは何か。それは、次の3つになります。

- ①議会の運営に関する事項。
- ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ③議長の諮問に関する事項

(2) HP問題は、「議会運営委員会」で扱う問題ではない！
(「**議会内の秩序**の取り扱い」の「所管」の確認を。)

木林事務局長は「議員必携のp 165 (17)」（**議会内の秩序**の取り扱い）を孤立した「事項」として論じていますが、それを論じるなら、まず、前提となる「所管」はどこにあるのかの確認から始めるべきです。

結論を言えば、「**議会内の秩序**の取り扱い」の事項は、25項目を定めた「**議会の運営に関する事項**」の1つです。すなわち、「**議会内の秩序**」とは、「**議会の運営に関する**」「**議会内の秩序**」のことなのです。

では「**議会の運営に関する事項**」とは具体的に何を指すのか。

「議員必携」には、例として、「**会期**」「**議事日程**」「**一般質問の取り扱い**」「**発言順序**」等々25例を示していますが、その全てが「**議会内**」の「**運営に関する事項**」ということになります。

(いずれも「**町議会規則**」「**町村議会の運営に関する基準**」に定められています)

木林事務局長は、これら25例の中から、17番目の「**議会内の秩序の取り扱い**」をわざわざ持ち出し、論証なしに私のHPと結びつけています。

木林議会事務局長は、「**議会内**」と明示されている「**秩序**」を、「**議会外**」の、それも全く問題のないHPを取り上げ、こともあろうに**権限外の「議会運営委員会」**に持ち込み「問題化」させたのです。

木林議会事務局長は「**議会内秩序**」と「**議会外秩序**」混濁させているとしか言い様がありません。

議会運営委員会が対象とするのは、「**議会の運営に関する**」「**議会内の秩序**」です。「**議会内**における秩序」として、一般的に想定されるのは、「議事の妨害となる言動」「議場における帽子、外套等の着用の禁止」「喫煙」等の「**議会内秩序**」です。いずれも、「**町議会規則**」に定められています。

もし、私がHPの内容を印刷して議長または委員長の許可もなく「配布」したのであれば、「**議会内秩序**」を乱したことになるかも知れませんが、私はそうしたことはしていません。

一方、私のHPをわざわざ印刷して、私の許可なく「**議会運営委員会**」で配布し議題とし「**議会内秩序**」に結びつけ、吉岡攻撃に利用したのが、他ならぬ木林事務局長でした。

(こうした特定の目的を持つての個人のHPの利用は、一般個人の閲覧による利用とは性質が違ふことから、作成者の許可がいるのではないかと、思っておりますが、いかがなものか。)

そもそも議員のHP発表は、**議会外活動**であり、HPでの「**議会論評**」は、表現の自由・言論の自由に属することであり「**議会内秩序**」の対象ではありません。しかも、HPで「**論評**」した内容は、「**秘密会**」の内容でもなく、一時的にせよ、

「非公開の扱い」を約束した内容でもありません。

何よりも、会議（経済常任委員会）は規則により「傍聴」が許されたものです。もし、私のHPの公開とその内容が、「議会内秩序」を乱したと主張するのであれば、私のHPのどこが「議会内秩序」を乱したのか、その旨「論証する必要があります。しかし、未だに木林事務局長による「議会内秩序」の「論証」はされておられません。

木林事務局長が取り上げているのは、「論証」抜きの吉岡攻撃だけです。

たとえば、議会運営委員会議事録（R元年・12月13日）によれば、「その他の案件 5件」以外のその他の案件として会議当日、「事務局の報告」がなされ、「吉岡議員のホームページについて」の報告の中で「経済常任委員会及び議会における手続きの軽視及び侮辱」「危険性を煽る内容」「根拠なき企業名の公表」など、ほとんどが作り話に類する非論理的な漫罵の羅列だけです。

しかも、当事者である私の弁明、説明を抜きにです。

一方的非難を受けたのは、次の①～③ですが、果たして①「手続きの軽視及び侮辱」って何を言っているのか？何を指して「軽視とか侮辱」と言っているのか。録音での確認を求めたが、「録音していない」という。

（経過的にそんなことは、ありえないこと）

②「危険性を煽る内容」とは何を指して言っているのか。

データ解釈の問題であれば、議論の対象であり、見解の違いも起こる。

例えば、函館市長が大間の原発に「危険」を理由に反対している。あの種のことを「危険を煽る」というのか。

木林議会事務局長は、別の議運の会議（R1・12月18日）で、私に対して「議会の侮辱軽視」「ウソの表現」「数字もウソを書いている」などと発言している。飲み屋での陰口・悪口の話ではない。正式な会議の中での本人不在の中、弁明、説明もない中での、議会事務局長としての正式発言である。

この発言の責任は、どこの組織で取り上げればいいのか。また、誰が対処すべきことなのか。出向命令した町長なのか、発令した議長なのか。

③「根拠なき企業名の公表」との批判。根拠はすでに何度も具体的に示されているのにそれを「根拠なき」と批判し企業名を消したがるそのその本心と狙いはどこにあるのか。そこがわからない。

2回目は、今週中に発行します。《2ページ程度》

タイトルは、「問責決議の舞台裏」と

「吉岡の質問に答えた木林事務局長の「説明の内容」と「議事録の記録」
との大きな違い」

